

一般財団法人 井上靖記念文化財団 定款

制定 平成 24 年 4 月 1 日

変更 平成 28 年 7 月 1 日

変更 令和 6 年 7 月 1 日

(名 称)

この法人は、一般財団法人井上靖記念文化財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都世田谷区におく。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、故井上靖の業績と遺志を永く後世に伝えるため、井上靖を記念する賞を設定し、

文学・美術・歴史等の分野において優れた業績を挙げた者を顕彰するとともに、国内外において

日本文化の研究を行う者を援助する事などにより文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 井上靖を記念する文化賞の設定及び授与
- (2) 国内外における井上靖文学又は、日本文化の研究者または研究団体に対する援助
- (3) 井上靖に関する遺品・愛蔵品の保存・公開
- (4) 日本近代文学に関する資料の収集及び調査研究
- (5) 日本近代文学に関する講演会の開催
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会が定めたものは、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び

基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日まで

に、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定

款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(剰余金)

第 1 0 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 1 1 条 この法人に評議員 5 名以上 1 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 1 2 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、

「一般法人法」という。）第 1 7 9 条から第 1 9 5 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任 期)

第 1 3 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評

議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任し

た後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選とする。

(決 議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者数の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該提案について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を報告した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事が議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長、専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 第2項の理事長、専務理事のほか、必要に応じ、業務執行理事を置くことができる。業務執行理事は、2名以内とする。

5 前項の業務執行理事をもって、一般法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行

し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事長は理事会の議長を務める。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における

この法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 3 2 条 この法人は、一般法人法第 1 9 8 条において読み替えて準用する同法第 1 1 1 条第 1

項の理事及び監事の損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 理事は、前項に関する議案（理事の責任の免除に限る。）を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

（兼職の禁止）

第 3 3 条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第 7 章 理事会

（構成）

第 3 4 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 3 5 条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(招集等)

第 3 6 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日に理事会を開催する旨の招集の通知がなされない場合において、その請求した理事が招集したとき。

(4) 一般法人法第 1 9 7 条において準用する同法第 1 0 1 条第 2 項の規定に基づいて監事が招集したとき。

第 3 7 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び同項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事又は各理事が理事会を招集する。

第 3 8 条 議長は、理事長とする。ただし、第 3 6 条第 3 項第 3 号又は第 4 号後段の規定により、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選による。

(決 議)

第 3 9 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 4 0 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき

理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的

記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異論を述べたときを除く。）は、

当該案件を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 4 1 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、

当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 2 6 条 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 4 2 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 6 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条についても適用する。

(合併等)

第 4 7 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 4 8 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 4 9 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 0 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 事務局

(事務局)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な使用人に当たる職員がある場合には、その任免には理事会の決議を要する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 52 条 この法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 評議員、役員の名簿
- (4) 役員等報酬規程

(5) 事業計画書及び収支予算書

(6) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び付属明細書

(7) 監査報告書

(8) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

第14章 補則

(実施細則)

第53条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民

法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散

登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

井上修一、伊藤暁、浦城幾世、佐藤吉之輔、大越幸夫、狩野伸洋、佐藤純子、曾根博義

監事

大谷光敏

- 4 この法人の移行登記後最初の代表理事は、井上修一、浦城幾世とする。

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上卓也、相賀昌宏、黒井千次、三木啓史、三好徹、山口建、小西龍作、篠弘